

令和 8 年度

堆肥配布一般開放交通誘導及び警備業務

仕 様 書

札幌市環境局
環境事業部 施設管理課

1 業務名
堆肥配布一般開放交通誘導及び警備業務

2 履行期間
契約日から令和8年10月31日まで

3 業務の目的
本業務は、委託者の実施する堆肥配布の一般開放(以下「一般開放」という。)において、場内の交通誘導及び警備を行うことにより、来場車両及び来場者の安全確保を図るものである。

4 一般開放

(1) 概要

枝・葉・草資源化ヤードでは、枝・葉・草を受入れ、堆肥を生産している。生産した堆肥は外部の活用を推進することとしており、その一環として市民向けに堆肥の無料配布を行っている。

山本処理場（山本北地区）内はごみ収集車両のみ通行可能としているが一般開放期間中のみ一般車両を通行可能としており、配布方法は来場者が堆肥の山付近に駐車し、袋詰め後に退場する個別積み込み方式としている。

場内は車両同士の接触事故防止のため一方通行とし、駐車区画と進入禁止区画を明示するようセーフティーコーンを配置する。

場内の車両動線については、別紙1「山本処理場（山本北地区）収集車両、市民車両入場・退場経路図」を参照。

(2) 一般開放期間

令和8年10月7日（水）～令和8年10月13日（火）、計7日間

※10月10日（土）、10月11日（日）及び10月12日（月・祝日）についても堆肥の配布を行う。

《予備日》予定していない。

※雨天の場合も一般開放を行い、よほどの悪天候以外は中止しない。

(3) その他

詳細については、別途、委託者と協議を行うこと。

一般開放時刻は10：00から15：00まで

（業務時間は、「6 業務内容」のとおり。）

5 履行場所

山本処理場（山本北地区）（Cブロック）

住所：札幌市厚別区厚別町山本2468-1

6 業務内容

一般開放中及びその前後において、会場内に交通誘導員、業務従事者を配置し、車両の入・退場、整列、駐車スペースへの誘導を行い、来場者の安全確保に努めること。

(1) 一般開放中

ア 場内配置

準備及び撤去作業（一般開放時刻を含む。）(9：00～16：00)の間は、別紙2の「山本処理場（山本北地区）業務従事者配置予定図（一般開放中）」に基づき業務責任者1名、業務従事者13名、計14名を配置すること。

イ 入・退場口における案内

入・退場口において来場者へ会場内の待ち時間を周知すること。

なお、混雑状況等によっては、配布終了時刻前に受付を終了することがある。

この場合は当該日の配布は終了したことを案内し、来場者がスムーズに退場できるように誘導すること。

ウ 積込場所における案内

(7) 積込場所入口の待機中の先頭車両に、場内禁煙、積込時間の制限、退出経路を周知すること。

(1) 積込場所の来場者全体に、積込時間の制限、退出時の安全確認・徐行の案内を適宜実施すること。

エ 来場者数の計測

時間毎の来場者台数を計測し、委託者の担当職員に定時報告を行うこと。

(2) 一般開放前

ア 場内配置

一般開放時刻前(8:00~9:00)の間は、別紙3の「山本処理場(山本北地区)業務従事者配置予定図(一般開放前)」に基づき業務従事者2名、計2名を配置すること。

当該業務従事者は、(1)の業務従事者を兼ねることができる。

イ 入・退場口における案内

一般開放時刻前に市民が来場した場合に、一般開放時刻(10:00~15:00)を案内し、スムーズに退場できるように誘導すること。

なお、会場に留まる来場者がいる場合は、ごみ収集車通行の妨げとならないように安全を確保すること。

また、来場者が堆肥配布場所、作業場所に進入しないよう誘導すること。

(3) 一般開放後

ア 場内配置

一般開放時刻後(16:00~17:00)の間は、別紙4の「山本処理場(山本北地区)業務従事者配置予定図(一般開放後)」に基づき業務従事者2名、計2名を配置すること。

当該業務従事者は、(1)の業務従事者を兼ねることができる。

イ 入・退場口における案内

一般開放時刻後に市民が来場した場合に、一般開放時刻を案内し、来場者がスムーズに退場できるように誘導すること。

(4) 休憩時間

受託者は、労働基準法に基づき適切な休憩時間を設けること。

このため、配置人数で定める業務従事者のほかに、休憩の際に必要な交代要員を確保すること。なお、交代要員の人数については、適切な休憩時間を設けることができる人数とすること。

7 業務責任者の資格等

(1) 受託者は、業務を円滑に実施するため業務責任者を選任し、委託者の担当職員と連絡を密にし、必要な報告を随時行うとともに、業務従事者を指揮監督するものとする。

(2) 業務責任者の資格

実務経験5年以上で、警備員指導教育責任者(警備業務区分2号)又は雑踏警備業務2級以上の検定合格警備員であること。

8 業務従事者

(1) 業務に従事する交通誘導員は、交通誘導警備業務に係る1級又は2級の検定合格警備員を1名以上配置すること。また、当該交通誘導員は業務責任者を兼ねることができる。

(2) 受託者は、業務従事者に対して、業務を遂行する上で、必要な教育訓練(警備業法21条に定める警備員教育等)を行わなければならない。

- (3) 受託者は、受託者の事情によって業務従事者配置の欠落が生じることがないよう、交代要員の確保等必要な措置を講じるとともに、業務の円滑な遂行のために必要な体制を整わなければならない。
- (4) 業務従事者は、制服、制帽および腕章等を着用すること。

9 提出書類

次の書類を作成し、定められた期日までに委託者へ提出すること。

(1) 着手時に提出するもの（契約後すみやかに）

- | | |
|-------------------------------|----------------------|
| ア 業務着手届 | } 2部(ア～エは綴じて割印すること。) |
| イ 業務責任者等指定通知書 | |
| ウ 業務責任者等経歴書 | |
| エ 受託者との雇用関係を証明する書類等 | |
| オ 業務従事者届 2部 | |
| カ 緊急時の体制連絡表 2部 | |
| キ 委託者が適正な業務履行確認のため、特に必要と認めた書類 | |

(2) 完了時に提出するもの

- ア 業務完了届 2部
- イ 業務報告書(来場者台数等) 2部

10 受託者の負担の範囲

受託者の負担の範囲は次による。

- (1) 雇用に係るもの
- (2) 業務車両に係るもの
- (3) 被服、警備用具、消耗品に係るもの
- (4) 事務用品等に係るもの（報告書の用紙や記録ファイルを含む）
- (5) 通信交通費に係るもの
- (6) 事務所などの仮設設備に係るもの

11 その他

- (1) 悪天候等により一般開放が中止となり、それに伴い本業務が休業となった場合、契約金額に休業日数に応じた割合を最終的な支払い金額とする。
 なお、最終的な支払額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てることとする。（詳細は表1のとおり。）

表1 休業日数に応じた割合

休業日数(日)	割合(%)
0	100%
1	94%
2	88%
3	82%
4	76%
5	71%
6	65%
7	60%

- (2) 業務責任者及び業務従事者間で連絡体制を維持できる通信機器を携帯すること。
- (3) 受託者は、業務遂行上で知り得た秘密について、契約期間中のみならず、契約期間満了後であっても、他人に漏らしてはならない。また、受託者の従事者についても同様とする。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項又は、本業務の遂行に当たり疑義が生じた場合

は、委託者と協議をして決定すること。

- (5) 業務履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- ・自動車の相乗りやアイドリングストップ等を行うこと。

12 連絡先

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市環境局環境事業部施設管理課 担当：佐藤 TEL：011-211-2922

山本処理場（山本北地区）収集車両、市民車両入場・退場経路図

日時 令和8年10月7日（水）～ 令和7年10月13日（火）計 7 日間
配布時間 10：00から15：00まで



※出典：電子地形図(国土地理院)を加工して作成

山本処理場（山本北地区）業務従事者配置予定図（一般開放中）
（基本配置 業務責任者1名、業務従事者13名 計14名）

日時 令和8年10月7日（水）～ 令和8年10月13日（火）計7日間
一般開放用配置（準備及び撤去作業、一般開放の時間を含む。）
9：00から16：00まで



※出典：電子地形図(国土地理院)を加工して作成

山本処理場（山本北地区）業務従事者配置予定図（一般開放前）
（基本配置 業務従事者 2 名 計 2 名）

日時 令和8年10月7日（水）～ 令和8年10月13日（火）計 7 日間
一般開放前 8：00から9：00まで



※出典：電子地形図(国土地理院)を加工して作成

山本処理場（山本北地区）業務従事者配置予定図（一般開放後）
（基本配置 業務従事者 2 名 計 2 名）

日時 令和8年10月7日（水）～ 令和8年10月13日（火）計 7 日間
一般開放後 16：00から17：00まで



※出典：電子地形図(国土地理院)を加工して作成